

水道事業体に対する個別事例調査を通じた分析（各論紹介）

- 契約解除時の取扱・・・契約上、公共側はファイナンスコストを含む設備投資費用を補償すれば、一方的な契約解除が可能な枠組みとすることが一般的な慣行として認識されている
- DSP契約におけるSPC・・・今回ヒアリングを実施したリール・リヨン・SEDIFでは、民間事業者にはSPCの設立が義務付けられており、いずれもVeoliaが設立するSPCが契約を締結している
- その他・・・Veoliaでは効率的な機器調達・ITソリューションの開発を行うため、ビジネスパートナーとの取引や地元事業者からの調達を実施

委託契約において公共側が一方的に契約を解除する権利

- フランスでは「公共の利益」のために、不可抗力が発生し正常な公共サービスが提供できない場合、公共側が一時的な契約停止や契約解除を行い、自ら運営することが契約上想定されている
- その場合、コンセッションに伴って敷設された設備の所有権は公共に帰属するため、公共側はコンセッション契約中のプロジェクトによって発生した未償却投資額を補償すれば、一方的に契約を解除することが出来る内容になっている
- 「民間受託者に責任がある場合」についても、未償却資産分は支払わなければならないことになっており、1930年の判例により定められている。また契約解除の場合に発生する補償は、設備投資費用に留まらず、ファイナンスコスト等も対象となり、民間委託者のリスクを低減させている

SPCの設立

- 従来、DSP契約ではSPCを設立せず、民間事業者と直接契約を締結する傾向があったものの、今回ヒアリングを実施した事例をはじめ、SPCを設立し契約を締結する事例が多くなっている
- SPCを用いて契約締結した場合、当該事業に基づく数値や契約等を（通常の民間事業者との契約とは異なり）独立して精査することが可能となる
- また、フランスにおいてはSPCにも会社法に基づく商業登記が必要であり、同法に基づきSPCに対しても刑事罰が適用される可能性がある
- これらの利点を以て近年はSPCを用いる事例が多くなっている

効率的な機器調達・ITシステムの導入

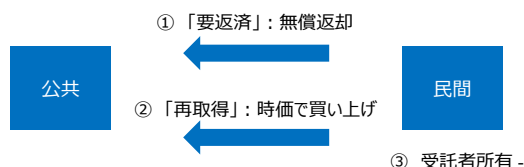
- 調達について・・・Veoliaに対するヒアリングでは、機器の調達に際し、多少高くとも長く使い維持管理費を安くすることを優先的に検討し、効率性を追求。また海外で機器調達をする際でも、全世界のメーカーから調達するネットワークを有し、効率性を追求するが、結果的に現地国で調達することが最も効率的となっている
- ITシステムの導入・・・VeoliaはITベンダー（IBMやNECなど）との協業を重視し、取引を行っているが、ITベンダーもVeoliaの海外のネットワークを用いたビジネスチャンスの拡大と言うメリットを以て、Win-Winの関係性を構築。その結果として、単独の自治体では実現することが難しいソリューションを提供することが可能

法・会計・税務上の課題、金融実務や市場慣行に関する補足（法務）

- フランスにおけるDSPに関し、事業スキームを構築する上での実務上の注意点として認識されているのは以下の3点
 - ① 契約終了時の資産の返還・・・公共に対し返却すべき資産の線引きが難しいため、実務上の課題として挙げられている
 - ② 不払いの場合における水道サービス拒絶の禁止・・・法令上、不払いを理由とした飲料水の提供を中断することは認められていないため議論になっている
 - ③ 契約の終了時における従業員の移籍・・・労働法令により、労働者保護、及び事業の円滑な承継を目的として契約更新時に事業者が変更となる場合は自動的に次の委託者に従業員を転籍させるルールがあるものの、そのルールがあるために、前委託者は契約更新が近づくと、自治的経済主体（後述）に対し自グループで不要な人材（リストウ要員やローパフォーマー）を引き渡そうとするモラルハザードが課題として挙げられている

計画期間及びコンセッション契約における資産の返還

- コンセッション終了時には、民間企業は事業に関する残余財産を原則として公共に返還することとなっているが、返還すべき財産の範囲を巡ってしばしば問題となることがある
- 通常、財産は次の3つに分類され、その分類により契約終了時の取り扱いが異なっている。



この資産の分類に際して、国内では裁判が頻繁に発生していたが、2012年のドゥエ市の係争に対する判例により「契約に拘わらず公共が事業を継続的に運営するために必要なものは全て返却資産として分類する」と決定された。ただし実務上、特定企業の知財に関わるものなどは、所有権の切り分けや継承が難しい、といった課題が残っている

不払いの場合における水道サービス拒絶の禁止について

- フランスでは、特に貧困層に対する水道供給、及び利用者の料金未払いがしばしば問題として議論されてきたが、これに対し2013年4月15日の法第2013-312号（所謂Brottes法）は、「水道事業者は水道料金不払いの場合に契約を解除することを含めて、主たる住居に飲料水を提供することを中断すること」が出来なくする旨を規定した。なお、2015年5月29日付QPC第2015-470号決定において、フランス憲法裁判所は、この禁止が合憲であると確認している
- これらの規定が施行され、水道料金の不払い世帯に対する水道サービス拒絶が禁止されたことから、不払率が従前と比較して倍増したため、解決に向けた議論が必要となっている

法・会計・税務上の課題、金融実務や市場慣行に関する補足（法務）

契約の終了時における従業員の移籍

- 既存のDSP契約の期間満了に伴う更新等、フランスの水道事業では運営者が変更されることがある
- 係の変更に発生した場合、既存運営者の従業員の移籍が実務上の課題として常に認識されているが、フランスでは従業員の移籍について以下のような法的な枠組みが設けられている

【労働法（L.1224-1条）】

“民間委託契約が終了する場合、自治的経済主体*に属する従業員の労働契約は自動で引き継がれる”

【水道及び衛生サービス提供者のための団体協約（第2.5.2条）】

“労働法（L.1224-1条）の要件が満たされない場合においても、下記の従業員については自動的に新たな事業体に移籍する”

- ① 業務補助及び複数の契約に取組むものを除き、運営及びクライアントに関与している者
- ② 6か月を超える契約に関与している者

*『自治的経済主体』：目標を追及する経済的活動を可能にする人々又は有形無形の構成要素の組織がされた集団

- 但し、実務上は以下のような運用上の課題が発生しているため、解決に向けた継続的な議論が行われている

① モラルハザード・・・

次の運営者への自動的な従業員移籍の枠組みを利用し、（事業終了後に旧運営者が）余剰人員を抱えることを回避するために、契約終了の2～3年前からリストラ対象人材を自治的経済主体に移籍させる（ことで自動的に次の事業者に余剰人員が移籍されるようにする）モラルハザードが発生することがある。本来は、受託事業の円滑な引継ぎの為の法律であったが、合法的なリストラに悪用されている

② 専門的職業人材の取扱・・・

フランスでは、特定の会社に帰属しない専門職の人材（職業別職員組合を構成）が一部存在しており、このような人材は、特定の企業に引き継がれてしまうと他の仕事に影響を与えるため、引き続き同様の働き方を継続するように調整を行う

③ 要件に該当しない人材の取扱・・・

市町村が新しい市町村連合に加入する場合も人材の取り扱いが論点になる。但し上述の通り、法令上の要件を満たさない水道事業に直接関わらない事務職や、複数の企業・自治体の仕事を掛け持ちしている人材は移籍の対象とはならない

（出典：McDermott Will & Emery(2016) フランスにおける公共水道事業(ヒアリング時提供資料)）

法・会計・税務上の課題、市場慣行に関する補足（会計）

- 償却・追加投資は、以下の枠組みに基づき会計的に処理される

- コンセッション契約に基づき民間事業者が建設したインフラは、当該事業者の有形固定資産に計上される
- 資産はコンセッション契約満期までに全て定額法により償却され、償却額が負債に計上される
その際、負債への繰入額が費用として認識されており、更新費と取得原価の差額に基づいて引当金が充てられる
- 期中の投資が発生する場合は、以下の原則に則る
 - ① 契約満期に償却は終わらなければならない
 - ② 契約以前に償却が終わるはずのもの（法定耐用年数）については、本来の償却期間で償却しなければならない
 - ③ 新しく入れ替える費用が予定されるものについては、新しい価格と現在の価格の差額について引当金計上が可能
- 契約上修繕が予定されている場合、修繕費に充てるための引当金の計上が可能とされている

例：コンセッション契約に基づく事業における償却・追加投資の財務諸表上のイメージ

（損益計算書(費用部分のみ)）

事業期間	1	2	3	4	5	6	7	8	総額
償却費（初期投資分）	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	100.0
償却費（更新投資分）[引当]	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0				100.0
更新投資費用[引当]	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0				20.0
	36.5	36.5	36.5	36.5	36.5	12.5	12.5	12.5	220.0

（貸借対照表）

	1期目	5期目	8期目
設備			
－総額	100.0	120.0	120.0
－償却（20.0）	-	-	-
	80.0	120.0	120.0
純資産			
－資本	100.0	220.0	220.0
－損失（36.5）	(36.5)	(182.5)	(220.0)
総資産	63.5	37.5	-
償却費（無形固定資産）	12.5	62.5	100.0
更新投資引当	4.0	20.0	20.0
	80.0	120.0	120.0

〔例〕 契約期間：8年、設備の耐用年数：5年、初期投資額：100
5年目以降の推定更新投資額：120

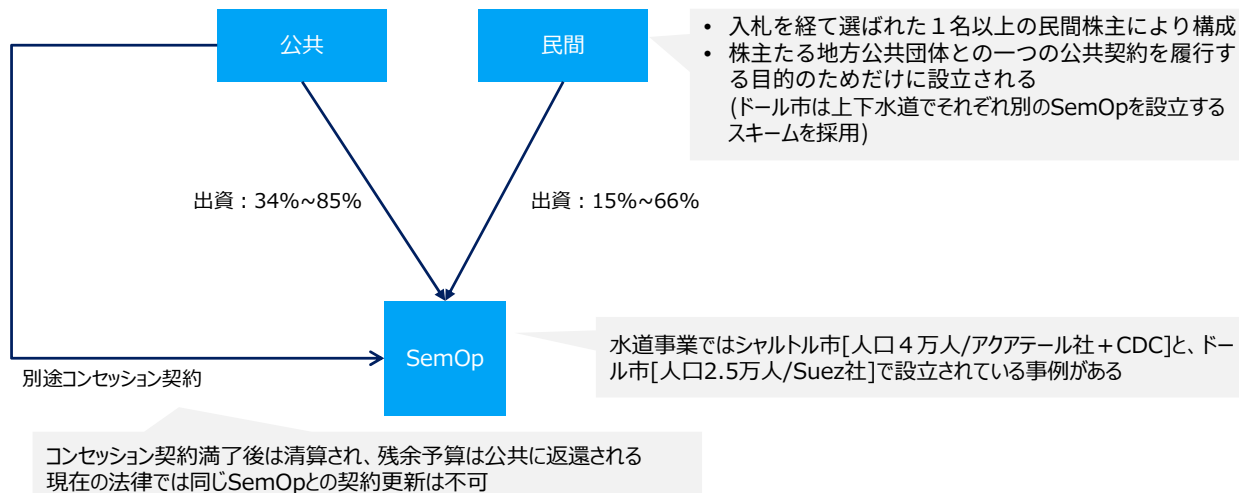
- なお、コンセッションとPFIにおける税務会計の基本事項は、①フランスの会計基準に従うこと、②上場企業の場合にはIFRS（国際財務報告基準）が適用されること、が挙げられ、コンセッション契約に関する税務会計の特定の規定は少なく、PFIに関し特別な会計規定は無い

（出典：KPMG (2016) "Concessions contracts and PFI Accounting methods in France"）

法・会計・税務上の課題、市場慣行に関する補足（新たな形態）

- 近年、地方公共団体と民間事業者が折半出資して設立するSemOpと呼ばれる組織を用いた手法が「第3の手法」として注目されている
- SemOpの長所は「自治体によるより良いコントロール、事業の利益を配当として公共と民間が享受可能、共同株主の民間企業からの運営ノウハウの吸収」などが挙げられている
- 水道事業分野では、シャルトル市やドール市など比較的小規模な自治体においてSuezやCDC（預金供託公庫：自治体に対する金融支援などを行うフランスの公的金融機関）が出資するSemOpが設立されており、今後の運営が注目される

スキーム図



参考文献：フランス政府ホームページ（<http://www.gouvernement.fr/>）
出典：【図】McDermott Will & Emery(2016) フランスにおける公共水道事業

近年の動向

- 近年、フランスにおいては従前のような長期間のコンセッション契約が締結されるのではなく、運営に特化したアフェルマージュ契約が志向されている。これは、契約期間の短期化を始めた公共側によるモニタリングや規律の強化に繋がる動きとして捉えられており、民間事業者は従来よりも高い効率性を実現するための取組が求められているため、入札における提案競争は激化している
- 併せて、リール市における事例のように入札の過程で公共側による提案を求める枠組みが普及し始めており、2016年からは法令により入札プロセスにおける官民間で競争入札を行わせるための枠組みが構築されたとの情報もあった。
なお、様々な議論を惹起した「再公営化」についても、上記の選定プロセスにおいて公共側による提案に対する評価が客観的に高ければ、実現される可能性があることが明らかになったものの、各ヒアリング先からは「公共側による提案は民間側によるそれを上回る結果とはならなかった」との回答を得た
- フランスではコミュン（市町村）数が36,680存在する中で、法令により2020年までにこれを2,000~3,000に統合することが求められている。しかしながら、市場関係者はその実現可能性について疑義を感じている場合もあるところ、その状況には注視が必要であろう。
水道事業を効率的に運営する観点から、事業の広域化に対する必要性は高かったところ、民間事業者に対するヒアリングにおいて「コミュン間で広域化をしていない場合でも、（近隣の複数コミュンの事業を受託することができれば）事業者は職員や運営資源を兼用することができるので、効率性を高めることも可能」であるとの回答を得た

